

## 加賀市議会交際費取扱要綱

〔平成 17 年 11 月 9 日〕  
議会告示 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 加賀市議会交際費（以下「交際費」という。）の適正化を図るため、支出基準について定める。

(支出基準)

第 2 条 交際費の支出は、次の各号に掲げる経費について、当該各号の基準に従い、支出するものとする。

(1) 会費 次に定める区分における金額とする。

ア 所属する団体等において年会費等として要する経費 当該団体等において定める額

イ 民間有識者や各種団体との意見交換や情報収集を目的として開催される会合等の飲食に要する経費であって、参加者 1 名につき 5,000 円を限度額とする。

ウ 団体等の懇親会等への参加に要する経費

① 当該懇親会等において会費の額が定められているとき 当該会費の額

② 当該懇親会等において会費の額が定められていないとき 懇親会等の目的、形式、場所等を考慮した金品とし、1 名につき 1 万円を限度額とする。

(2) 激励金 競技大会等の激励であって、1 件につき 1 万円を限度とする。

(3) 祝金、祝品 1 件につき 1 万円を限度額とする。

(4) 見舞金（品） 公職者等への病気見舞は 1 件につき 1 万円を限度額とし、災害見舞いは 3 万円を限度とする。

(5) 弔慰金 公職者等が死亡した場合の香典（金、供花）であって、1 件につき 3 万円を限度額とする。

(6) その他 餞別、賛助・協賛金、贈答品等の購入に要する経費又は現金であって、1 件につき 3 万円を限度額とする。

(7) 前 6 号に掲げる経費の支出の際に必要な経費 郵便料、手数料、使用料等

2 前項各号に定めるもの以外への支出及び限度額を超える支出を必要とする場合は、支出の目的、相手方、内容等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲内において決定する。

(見直し)

第 3 条 交際費の支出基準については、社会経済情勢に配慮し、適宜見直すものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 加賀市議会交際費取扱要綱の運用について

加賀市議会交際費取扱要綱（平成 17 年加賀市議会告示第 5 号）第 2 条に定める支出基準は、次のとおり運用するものとする。

### (1) 会費

総会や懇親会を目的とする会合への参加費用及び記念式典、行事、祝賀会等の懇談を目的とする会への出席費用

項 目	支 出 額 等
ア 所属する団体等の年会費	当該団体等の定める額
イ 意見交換会・情報交換会への参加費	5,000 円を限度 (1 名につき)
ウ 懇親会費・祝賀会費	
① 会費が定められているとき	当該会費の額
② 会費が定められていないとき	10,000 円を限度 (1 名につき)

### (2) 激励金

競技大会等に参加する者に対して、激励をするための費用

項 目	支 出 額 等
県消防放水大会、県体育大会等の大会	10,000 円を限度

### (3) 祝金、祝品

慶事等各種行事を祝うための費用

項 目	支 出 額 等
就任祝	10,000 円を限度又は 清酒 2 升若しくは清酒券
叙勲、褒章祝	清酒 2 升又は清酒券
当選祝	
① 地元選出国會議員	清酒 3 升又は清酒券
② 県知事、地元選出県議會議員	清酒 2 升又は清酒券
③ 近隣首長、正副議長	清酒 2 升又は清酒券
起工式、竣工式	清酒 2 升又は清酒券
祈願祭等（宗教上のものを除く）	清酒 2 升又は清酒券
祝電	その都度協議する。電報代

(4) 見舞金

1 週間以上の入院加療及び 1 か月以上の自宅療養に対する見舞金並びに災害等の見舞金及び義援金

項 目	支 出 額 等
市議会議員（本人）	10,000 円を限度
地元選出国会議員・県議会議員（本人）	10,000 円を限度
常勤・非常勤の特別職（本人）	10,000 円を限度
災害等による見舞金・義援金	その都度協議する 30,000 円を限度

(5) 弔慰金

本人が死亡した場合の葬儀等における香典・生花及び弔慰電報

項 目	支 出 額 等
市議会議員	20,000 円
元市議会議員	10,000 円
市職員	20,000 円
地元選出国会議員・県議会議員	10,000 円
常勤・非常勤の特別職の職員（現職）	20,000 円 生花 1 対 （ただし、合計で 30,000 円を限度）
常勤の特別職の職員（元職）	10,000 円 生花 1 対 （ただし、合計で 30,000 円を限度）
近隣市町の議員・首長	10,000 円
弔慰電報	その都度協議する。電報代

(6) その他

餞別、賛助金・協賛金、贈答品等、土産代など

項 目	支 出 額 等
議会の交際上必要と認められる餞別、 賛助金・協賛金等	社会通念上、妥当と認められる額 （ただし、30,000 円を限度）
陳情・要望の際の土産代	5,000 円を限度

（平成 27 年 11 月 1 日見直し）